

自転車駐車場の利用料割引



在住で通勤・通学のために市内の有料自転車駐車場((公財)自転車駐車場整備センターが管理・運営)を定期利用(月極で利用)している方のうち、下表のいずれかに該当する方は、利用料の全部または一部が割引になります。

※4月から、直接自転車駐車場管理室で定期利用(月極利用)の申込時に割引手続ができるように変更します。

4月1日(土)以降、割引手続をする方は、下記をご覧ください。

□対象と割引額

共通条件	在住で通勤・通学のために自転車を月極利用				
各対象	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	生活保護受給世帯の方	市の児童育成手当受給世帯の方(障害手当のみを受けている方を除く)	60歳以上で、非課税の方	学校・専修学校(各種学校)などに在学している方
割引額	全額	全額	800円	800円	200円～500円 駐車場により額が異なります
必要書類	各種該当する手帳 ^{など} (ミライID可)	生活保護受給証明書	児童育成手当を受給していることを証明する書類	当該年度の市・都民税の非課税証明書、年齢が確認できる官公署が発行したもの	学校等の学生証 ^{など}
受付方法	契約(更新含む)するための定期利用申込時に、上記の必要書類を各自転車駐車場管理室窓口に提示				

※詳細は市HPまたは直接自転車駐車場管理室(4月以降)にお問い合わせください。

□受付窓口 利用希望の各自転車駐車場管理室

▶交通課保電 042-438-4057



市HP▶

(((傍聴)))

手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。
また、咳や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

審議会^{など}

■社会教育委員の会議

時 3月24日(金)午後2時

場 田無第二庁舎3階

内 地域の活性化に向けた人材の育成

定 2人

▶社会教育課田電 042-420-2831

▶協働コミュニティ課

電 042-439-0075

■環境審議会

時 3月29日(水)午後6時

場 田無庁舎5階

内 環境基本計画の将来像^{ほか}

定 5人

▶環境保全課電 042-438-4042

■住宅マスタープラン策定委員会

時 3月30日(木)午前9時30分

場 防災・保谷保健福祉総合センター6階

内 住宅マスタープラン策定

定 5人

■空き家等対策協議会

時 3月31日(金)午後2時

場 田無第二庁舎5階

内 特定空き家等の認定^{など}(一部非公開)

定 5人

▶住宅課保電 042-438-4052

■総合計画策定審議会

時 3月25日(土)午後3時

場 田無庁舎3階

内 第3次総合計画策定に向けての基本構想・基本計画の検討

定 5人

▶企画政策課田

電 042-460-9800

■男女平等参画推進委員会

時 3月28日(火)午後6時15分

場 田無庁舎5階

内 第5次男女平等参画推進計画^{ほか}

定 3人

固定資産税の減額

▶資産税課田電 042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡まで

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡まで)

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真^{など})と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設

置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

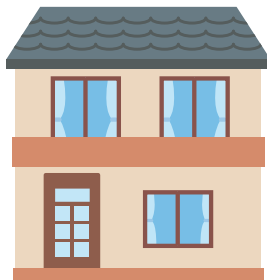
住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡まで

□減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修等に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金等の交付を受けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)



感謝状を贈呈しました

2月17日に寄附や土地の貸与、保存樹等の所有など、市政へご協力をいただいた方々に感謝状を贈呈しました。

※五十音順

▶秘書広報課田電 042-460-9803

✳裏千家教授和心庵 折元宗和 様

✳岡野重吉 様

✳下田欽司 様

✳下田英久 様

✳(有)ジャパン・コーディネーター
代表取締役 足羽博史 様

✳(有)瀬川工業所 代表取締役 加藤幸恵 様

✳野口甚一 様

✳野口甚平 様

✳東学童クラブ保護者会 様

✳明治安田生命保険相互会社 武蔵野
支社長 宮崎達矢 様

✳山田章雄 様

✳山田靖子 様

✳匿名2人

